

自動車等アセスメント情報提供事業における安全性能評価方法（案）

平成 29年 月 日
自対機アセス 第 号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 衝突安全性能評価方法（第2条～第6条）
- 第3章 予防安全性能評価方法（第7条～第11条）
- 第4章 チャイルドシート性能評価方法（第12条～第14条）

第1章 総則

（目的）

第1条 独立行政法人自動車事故対策機構自動車等アセスメント情報提供事業実施細則（平成28年自対機アセス第286号）第28条の規程に基づき、自動車等アセスメント試験で得られた結果に対する評価について、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

第2章 衝突安全性能評価方法～第3章 予防安全性能評価方法 第9条 衝突被害軽減制動制御装置〔対歩行者：昼間〕性能試験まで省略

第10条 車線逸脱抑制装置等性能試験（※車線逸脱警報装置性能試験の改定）

別途定める車線逸脱抑制装置等性能試験の結果に基づき、以下の(1)～(3)の合計点（満点：16.0点）を当該装置の評価点とする。

(1) 基本試験における LDP 機能及び LKA 機能の評価点

基本試験で実施した試験条件（BL60、BR60、BL70、BR70）ごとに、逸脱量の評価値に応じて以下の評価点を付与する。

逸脱量の評価値：0.5m 以下	4.0 点
逸脱量の評価値：0.5m 超 1.0m 以下	2.0 点

(2) LDW による評価点

基本試験で実施した各試験条件（BL60、BR60、BL70、BR70）において、LDW 適合判定が“適合”であった場合、評価点を以下の式により小数第1位で求める。

$$2.00 - (\text{基本試験における LDP 機能および LKA 機能の評価点}) \times 0.50$$

なお、一つのみ（触覚又は聴覚によるものに限る。）の警報装置にあっては、逸脱方向が明確に分かるものは上の評価点とし、それ以外のものは二分の一を評価点とする。

(3) 手動復帰型装置試験における LKA 機能による評価点

- ① 「(1)」の基本試験のうち、試験車速 70km/h の試験条件 (BL70 又は BR70) で LDP 機能及び LKA 機能の評価値が 0.5m 超 1.0m 以下となった装置については、同条件の手動復帰型装置試験 (EL70 又は / 及び ER70) で実施した逸脱量の評価値が 0.5m 以下の場合、評価点を以下の式により小数第 1 位で求めて付与する。

$$(1.00 - (\text{基本試験における LDW の評価点}) \times 0.50) \div 2$$

- ② 基本試験が行われない場合又は「(1)」の基本試験のうち、試験車速 70km/h の試験条件 (BL70 又は BR70) で LDP 機能及び LKA 機能の評価値が 1.0m 超となった装置については、同条件の手動復帰型装置試験 (EL70 又は / 及び ER70) で実施した逸脱量の評価値に応じ、評価点を以下の式により小数第 1 位で求めて付与する。

ア 評価値が 0.5m 以下の場合

$$1.00 - (\text{基本試験における LDW の評価点}) \times 0.25$$

イ 評価値が 0.5m 超 1.0m 以下の場合

$$(1.00 - (\text{基本試験における LDW の評価点}) \times 0.25) \div 2$$

第 10 条 ~~車線逸脱警報装置性能試験~~

~~別途定める車線逸脱警報装置性能試験において“適合”と判定された場合、試験が実施された試験速度別に定める以下を当該装置の評価点とする。~~

試験速度	評価点
60km/h	8.0 ^(*)
70km/h	4.0 ^(*)

~~(*) なお、1つのみの警報方法にあっては、逸脱方向が明確に分かるものは上の評価点を与えるものとし、それ以外の場合は当分の間、評価点の二分之一 (60km/h: 4.0 点、70km/h: 2.0 点) を評価点とする。~~

第 11 条 車両後方視界情報提供装置性能試験 内容は省略

第 12 条 予防安全性能評価方法

予防安全装置の総合的な安全性能評価は、試験自動車の衝突被害軽減制動制御装置 [対車両]、衝突被害軽減制動制御装置 [対歩行者：昼間]、**車線逸脱抑制装置等車線逸脱警報装置**、及び車両後方視界情報提供装置に関する性能試験方法に基づく評価点を合計したものとし、以下に定める基準に従って二段階に評価する。

合計点	種類
4 6 点超え	予防安全性能評価 A S V ++
1 2 点超え 4 6 点以下	予防安全性能評価 A S V +